

## 昭島市教育委員会就学援助費支給要綱の一部改正について

年度途中で昭島市外から転入する児童・生徒について、転入前に他自治体から支給を受けている費目を重複して支給しないため、支給額を調整できるよう、昭島市教育委員会就学援助費支給要綱（平成12年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 要保護者又は準要保護者の設定を受けた者が、当該年度において、他から同種の援助を受けていた場合、その受給状況により支給額を調整することができる。

実施日 令和8年4月1日

### 昭島市教育委員会就学援助費支給要綱新旧対照表

下線は、改正部分を示す

新	旧
<p style="text-align: center;">(援助項目及び支給方法等)</p> <p>第5条 就学援助の支給項目、支給対象者、対象学年、支給額、支給時期及び支給方法は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 就学援助を受給している者が学校納付金を滞納しているときは、前項及び第14条の規定にかかわらず就学援助費の全部又は一部を校長の口座に直接振り込むことができるものとする。</p> <p><u>3 要保護者又は準要保護者の認定を受けた者が、当該年度において、他から同種の援助を受けていた場合、その受給状況により支給額を調整することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(援助項目及び支給方法等)</p> <p>第5条 就学援助の支給項目、支給対象者、対象学年、支給額、支給時期及び支給方法は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 就学援助を受給している者が学校納付金を滞納しているときは、前項及び第14条の規定にかかわらず就学援助費の全部又は一部を校長の口座に直接振り込むことができるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>